

帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金（以下「市補助金」という。）は、帯広市内の小規模事業者が国の「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉」（以下「一般型補助金」という。）又は「令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉」（以下「コロナ対応型補助金」という。）のいずれかを活用して販路開拓等に取り組む場合の自己負担の一部に対して補助し、負担を軽減することにより、小規模事業者の生産性向上及び持続的発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に定める小規模企業者をいう。
- (2) 国補助金 一般型補助金及びコロナ対応型補助金の両方をいう。
- (3) 新型コロナウイルス感染症加点の付与を希望した事業者 新型コロナウイルス感染症への役員又は従業員の罹患により、直接的な影響を受けている、又は新型コロナウイルス感染症に起因して前年同月比10%以上の売上減少が生じている小規模事業者であり、一般型補助金の申請にあたり、公募要領に基づき所定の手続きを履行した事業者をいう。
- (4) 補助事業実施期間 国補助金の交付決定を受けた日から令和3年3月31日までとする。
- (5) 暴力団等 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、帯広市内に主たる事業所があり、かつ、市税の滞納がない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団等を除くものとする。

- (1) 一般型補助金の交付決定を受けている小規模事業者（単独又は複数の事業者。以下同じ。）のうち、新型コロナウイルス感染症加点の付与を希望した事業者
- (2) コロナ対応型補助金の交付決定を受けている事業者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が国補助金を受けて帯広商工会議所と一体となって経営計画を策定し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、販路開拓等の補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、補助事業実施期間内において発生した別表で定める経費とし、補助率は、同表に定める率とする。

- 2 市補助金の交付額は、別表で定める補助対象経費の実支出額の合計に、同表で定める補助率を乗じて得た額とし、上限額は同表で定める額とする。
- 3 前項に規定する交付額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費とすることができない。
- 5 暴力団等との取引に関する支払いは、補助対象経費とすることができない。

(申請)

第6条 補助対象者が市補助金の交付を受けようとする場合は、令和3年3月31日までに、交付申請書

(様式第1号)及び誓約書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 口座振込依頼書兼同意書(様式第2号)
- (2) 税情報確認承諾書(様式第3号)
- (3) 事業実績書(様式第5号)
- (4) 事業費明細表(様式第6号)
- (5) 国補助金に係る以下の書類(いずれも写し)

- ア 補助金交付申請書
- イ 補助金交付決定書
- ウ 補助事業実績報告書
- エ 補助金額確定通知書
- オ 補助金精算払請求書

- (6) その他(いずれも写し)

- ア 法人の場合 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- イ 個人事業主の場合 直近の確定申告書又は開業届若しくは許認可証
(補助金の交付又は不交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは、帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金交付決定兼交付額確定通知書(様式第7号)により、通知するものとする。

2 市長は、市補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、市補助金の不交付を決定した場合は、帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金不交付決定通知書(様式第8号)により、通知するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らねばならない。

2 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の財産を、処分制限財産に該当するものとする。

3 補助事業者は、前項の処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

4 補助事業者は、第2項の処分制限財産について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し(以下「取得財産等の処分」という。)てはならない。ただし、補助事業の完了の年の翌年から起算して10年間、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

5 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(帳簿及び書類の管理)

第9条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業等に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理し、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業実施期間及び前項に定める期間において、市長から要請を受けたときは、国補助金及び市補助金に係る書類の全部又は一部の写しを速やかに提出しなければならない。
(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
- (2) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（市以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (3) この要綱及び第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 国補助金請求後、何らかの事由により国補助金が支払われなかったとき。
- (5) 暴力団等に該当することが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、特に市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定の取り消しをするときは、補助事業者に対して、帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知する。

3 市長は、前項の規定により市補助金を取り消した事業者に対し、市補助金を交付していた場合は、帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金交付額返還命令通知書（様式第10号）により通知し、交付した市補助金の全額又は一部を返還させることができるものとする。
(補助金の返還)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還又は補助金相当額の納付を行ったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- (2) 交付決定取り消し等に伴う国補助金の返還
- (3) 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- (4) 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、補助事業者に対して、帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金交付額返還命令通知書（様式第10号）により通知し、交付した市補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市補助金の交付に関し必要な事項については、帯広市補助金等交付要綱の定めによる。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費	12 分の 1 以内	国補助金の交付決定額が、 ①50 万円以下の場合、6 万 2,500 円 ②50 万円を超える場合、12 万 5,000 円 (共同申請の場合は各金額×申請事業者数)